

## 臨時休業期間の長期化に伴う 長期休業日の変更及び2学期制の実施について

### 指導第一課

臨時休業期間の長期化に対応するため、小中特別支援学校において長期休業日の変更及び2学期制の実施を下記のとおり考えている。

なお、幼稚園、市立高等学校、戸畑高等専修学校及び高等理美容学校については、学校数が少なく、それぞれの学校において事情も異なることから、下記の内容を参考に各学校において決めることとする。

### 1. 長期休業期間の短縮

- 学校教育法施行規則において、標準授業時数が定められているが、臨時休業期間の長期化により、授業時数の確保が困難な状況。
- そのため、令和2年度に限り、長期休業期間を短縮することとしたいが、教職員の夏季休暇や振替休暇の取得、また児童生徒の休息期間の必要性などを勘案し、最低限の長期休業期間は確保することとし、現時点では、夏季休業日を8月6日(木)～16日(日)の11日間、冬季休業日を12月26日(土)～1月4日(月)の10日間に短縮する方向で検討を進めている。

(参考) 現在の北九州市立小中学校等管理規則上の長期休業期間

夏季休業日：7月21日～8月25日

冬季休業日：12月24日～翌年1月7日

### 2. 2学期制の実施

- 4月当初から臨時休業が続く中、8月上旬頃までに児童生徒の学習の評価を行うことが困難な状況にある。そこで、令和2年度に限り、2学期制を導入する方向で検討を進めている。

(参考) 現在の北九州市立小中学校等管理規則上の学期の設定

第1学期 4月1日から8月25日まで

第2学期 8月26日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

- 学期の期間の設定としては、6月から年間を半分に区切ると、10月中旬までが前半にあたり、また中学校の定期考査の日程のバランスなどを考え、前期の最後を10月16日(金)とすることで検討している。